

市職員採用試験

総務課（麻生庁舎）
☎ 0299（72）0811

平成26年度市職員採用試験を次のとおり行いますのでお知らせいたします。

職種・採用予定人数・受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格
一般事務	6名程度 ※試験区分は、大学卒等と短大・高校卒等に分かれます。	A 大学卒等 昭和59年4月2日から、平成5年4月1日までに生まれた人で学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は平成27年3月31日までに卒業見込みの人 B 短大・高校卒等 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校若しくは短期大学を卒業した人、又は平成27年3月31日までに卒業見込みの人
一般事務	1名程度 （身体障がい者） ※試験区分は、大学卒等と短大・高校卒等に分かれます。	昭和59年4月2日から、平成9年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校、短期大学若しくは大学を卒業した人、又は平成27年3月31日までに卒業見込みの人で、自力により通勤ができる人

幼稚園教諭	1名程度 ※試験区分は、大学卒等と短大・高校卒等に分かれます。	かつ、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能で、次の（1）～（3）のすべてに該当する人 （1）身体障がい者手帳の交付を受けている人 （2）通常の勤務時間（原則として週38時間45分、1日7時間45分）に対応できる人 （3）活字印刷文による出題に対応できる人 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭の資格を取得した人、又は平成27年3月31日までに取得見込みの人
-------	------------------------------------	---

右記の受験資格に該当する人であつても、次のうちいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 成年被後见人又は被保護人
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- エ 本市職員として懲戒免職の処分を受けた人

け、当該処分の日から2年を経過していない人

オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

試験日

【第1次試験】教養試験（論文・作文を含む）
9月21日（日）

▽会場 茨城大学（水戸市文京2-1-1）
【第2次試験】口述試験・適性試験・身体検査

11月上旬予定（第1次試験合格者）

受付期間 7月1日（火）～7月31日（木）

資料の請求方法

直接、総務課人事グループ（麻生保健センター内）へおいでいただくか、郵送で。

※郵便で請求する場合は封筒の表に（職員採用試験申込用紙請求（大学卒等又は短大・高校卒等）と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角2サイズ）を必ず同封してください。

※資料は、北浦庁舎・玉造庁舎の総合窓口にも用意してあります。

資料請求・問い合わせ

試験案内は行方市ホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.namegata.ibaraki.jp/>
〒311-3892 行方市麻生1561番地9 行方市総務部総務課人事グループ
☎ 0299（72）0811

消費生活専門相談員の資格取得に挑戦してみませんか

商工観光課（北浦庁舎）
☎ 02991（35）2111



「消費生活専門相談員」は、消費生活センター等で消費生活相談に応じるために必要な一定水準以上の知識と能力を持ち合わせていることを、独立行政法人国民生活センターが認定する資格です。認定資格試験は毎年全国各地で行っており、今年の第1次試験は9月27日（土）に行われます。年齢、性別、学歴等を問わず、どなたでも受験できます。受験申込は、8月4日（月）までです。

受験要項は、返信用封筒（長形3号の封筒に92円切手貼付、あて先明記）を同封の上、郵便にて左記あて先までご請求ください。

なお、受験要項は国民生活センターのホームページ（<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>）からもダウンロードできます。

若干の部数は、商工観光課ぐらし支援グループ（北浦庁舎）にもあります。

【資料請求及び問い合わせ先】

〒108-8602
東京都港区高輪3-13-22
独立行政法人 国民生活センター 資格制度室
☎ 03（3443）7855（直通）

市営住宅の入居者を募集します

都市建設課（玉造庁舎）

☎ 0299（55） 0111

みなみ原団地

所在地 青沼841-14

間取り 3LDK

構造 RC造

募集戸数 1戸

応募資格

次の①～③の全ての要件に該当する方
①単身入居以外の方で現在住宅に困っている方

②市税等を滞納していない方

③条例で定める基準内の収入である方

（例）一般世帯の場合（1世帯の合計所得額・控除額）÷12≧15万8千円以下

申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、都市建設課（玉造庁舎）に提出（市のホームページからもダウンロードできます）。

申込期間

7月1日（火）～7月18日（金）

入居者の選考

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定いたします。

新規就農者の皆さんへ

農林水産課（北浦庁舎）

☎ 0291（35） 2111

市独自の新規就農・農業後継者支援制度を始めました。

【趣旨】

本市の農業の振興及び農業後継者の育成を図るため、新規に就農する者に対し、なめがた新規就農活力応援金制度を制定しました。

【事業名】

なめがた新規就農活力応援金補助金

【給付要件】

（平成26年度新規就農された方で以下の条件において）

①市内において農業経営を行う者

②年間農業従事日数が200日以上見込める者

③年齢が45歳未満の者

④農業経営改善計画の認定申請を行う者（これからでも可）

⑤青年就農給付金（経営開始型）の支給対象者でない者

【応援金の額】

30万円（同一人につき1回が限度）

○平成26年度から、農業後継者、新規参入者の方で、新規就農した方の中で対象になると思われる方は、農林水産課までお問い合わせください。

家屋調査実施のお知らせ

税務課（麻生庁舎）

☎ 0299（72） 0811

市では、固定資産税の課税対象となる建物を対象に家屋調査を実施します。市民の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

●調査内容

市内にある全ての家屋について、家屋課税台帳に登録してある事項（所在・種類・構造・床面積等）と比較し、増改築や未調査による課税漏れ、又は、取り壊し等がある家屋を調査するもので、既に課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な課税を目指すものです。

滅失漏れや課税漏れがあると思われる家屋のみ、現地にて確認を行います。

●調査期間

平成26年7月中旬から12月中旬にかけて市内全域を調査する予定です。

●調査方法（外観調査）

調査員は身分証を携帯し、腕章・名札を着用しています。

・調査員が2人1組で調査に伺い、固定資産課税台帳及び図面と実際の家

屋を照らし合わせながら、外観確認を行います（原則的に家屋の中には入りません）。

・調査にあたっては、敷地内に立ち入りません。

●調査委託業者

アクリグ株式会社（栃木県小山市大字外城81番地9）

【税務課からのお願い】

家屋の取り壊し、又は、新增築した場合は、速やかにご連絡ください。

犯罪被害者支援に

ご理解をお願いします

誰でも犯罪被害者になると、怒りや悲しみなどの精神的問題、経済的な問題のほかに、司法やメディアとの関わり等、さまざまな問題に直面します。被害者の置かれている状況や心を理解し、思いやることも支えになります。

安全で安心して暮らせる社会を実現するために、犯罪被害者へのご理解をお願いします。

【問い合わせ・相談先】

茨城県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体

（公社）いばらき被害者支援センター
事務局 ☎ 029（232） 2738
相談電話 ☎ 029（232） 2736

屋外広告物の表示には許可が必要です ～まちの良好な景観のために～

まちの中には、さまざまな種類の「屋外広告物(※)」があります。これらの屋外広告物を表示するときは、原則として市長の許可を受けることが必要です。

まちの良好な景観のために、屋外広告物を表示するときは許可を受けましょう。

※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などの壁面利用広告などをいいます。

◆ 屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

(1) 自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する場合（自家広告物）

次の場合は、禁止地域でも表示することができます。

- ・ 広告物の合計面積が 5㎡以下で、許可基準に適合する場合
- ・ 広告物の合計面積が 100㎡以下（第1種禁止地域にあっては、合計面積が建築物の規模に応じて定められた面積以下で、一の広告物の面積が 15㎡以下）で、許可基準に適合し、市町村長の許可を受けた場合



(2) 自己の店舗等から離れた場所に表示する場合など

道路の敷地境界から一定の範囲の区域（商業地域等を除く。）、信号機の付近などの「禁止地域」及び街路樹、道路標識、電柱などの「禁止物件」には、原則として広告物を表示できません。

◆ 屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の手続きが必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

◆ 屋外広告物の許可手続きや許可基準などについては、下記問い合わせ先へご相談ください。新たに店舗等を建築するなどの際に、屋外広告物を表示する場合は、事前にご相談をお願いします。

【問い合わせ】 行方市建設部都市建設課都市計画グループ TEL 0299-55-0111
茨城県土木部都市局都市計画課都市行政グループ TEL 029-301-4579

国民年金

保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（30歳未満）納付猶予制度」がありますので、市役所各庁舎の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成26年度の免除等の受付は平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、今年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、市役所の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

【問い合わせ】 水戸南年金事務所 TEL 029-227-3251 国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111

浄化槽をお使いの皆さまへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と定期検査（法定検査）が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

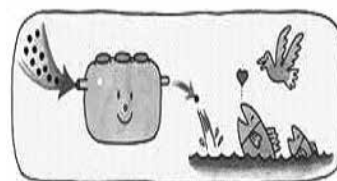
適正な維持管理と定期検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さまのご協力をお願いします。

保守点検

- 浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。
- また、消毒剤を定期的に補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。
- 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4回行う必要があります。
- 県に登録している保守点検業者に委託してください。

清 掃

- 浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。
- 年に1回以上（全ばっ気方式は6カ月に1回以上）行う必要があります。
- 市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。



法定検査

- 浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。
- 最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3～8カ月以内に行う必要があります、その後は毎年1回受ける必要があります。
- 県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会（TEL 029-291-4004）に申し込みをしてください。
- 法定検査手数料

	浄化槽法第11条検査	
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下（一般の家庭用浄化槽）	4,500円	4,500円
11～20人槽	5,000円	6,000円

- 保守点検業者が行う保守点検と、指定検査機関が行う法定検査を混同している人が多数見受けられます。保守点検と法定検査は、目的・内容・委託先が異なります。保守点検を行っていたとしても、法定検査を受検していることにはなりませんのでご注意ください。
- 法定検査を受けていないご家庭には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された「水質保全監視員」が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

- 保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ぜひご利用ください。
- 現在契約されている保守点検業者、清掃業者または（公社）茨城県水質保全協会（TEL 029-291-4004）に申し込みをしてください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換 ※下水道及び農業集落排水区域外の方

- 単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ1/8に減らせます。
- 身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。
- 行方市では、浄化槽の設置について、戸別浄化槽整備事業を実施しています。この事業は、個人より分担金及び使用料をいただき、市が浄化槽を設置・維持管理し、適正な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものです。詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

【問い合わせ】下水道課（玉造庁舎）TEL0299-55-0111 茨城県生活環境部環境対策課 TEL029-301-2966

介護保険料（65 歳以上の方） 本算定のお知らせ

介護福祉課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

■介護保険料（年額）は 8 月に通知します

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

確定した保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を 8 月上旬に送付します。

（年額）		（仮徴収）		（本徴収・以降の納期に振り分け）
確定した 平成 26 年度保険料額	－	特別徴収	4・6・8 月	10・12・2 月の 3 回
		普通徴収	第 1・2 期	第 3・4・5・6 期の 4 回

■保険料の納め方

●特別徴収（年金からの天引き）

65 歳以上で、年金（老齢・退職年金、障害年金、遺族年金）を年額 18 万円（月額 15,000 円）以上受けている方・2 カ月おきに支払われる年金から、支払ごとに保険料が天引きされます（老齢福祉年金からは天引きされません）。

●普通徴収（納付書、口座振替による納付）

特別徴収にならない方

- ・年度の途中で 65 歳になられた方や転入された方、又は年金が年額 18 万円（月額 15,000 円）未満の方など
- ・納付書により、市役所又は市が定める金融機関で納めてください。納め忘れのないよう、口座振替をご利用ください。

●年度の途中で 65 歳になられた方や転入された方で、年金を年額 18 万円以上受けている方

- ・当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます（年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります）。

■普通徴収の納期限（平成 26 年度）

第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期	第 6 期
4 月 30 日（水）	6 月 30 日（月）	9 月 1 日（月）	10 月 31 日（金）	12 月 25 日（木）	3 月 2 日（月）

後期高齢者医療制度からのお知らせ

国保年金課（玉造庁舎） 医療グループ TEL 0299-55-0111

8 月 1 日に「被保険者証」及び「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます

現在お使いの「被保険者証」は、7 月 31 日までの有効期限となっています。

新しい「被保険者証」（セピア色）は、7 月下旬に簡易書留にて郵送しますので、お受け取りをお願いします。

また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（黄色）を現在お持ちの方で、引き続き交付対象となる方については、「被保険者証」とあわせて郵送します。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、入院時等に医療機関等での自己負担額等が減額の適用となる証です。



平成 26 年度保険料の決定通知書及び納付書を送付します

特別徴収に該当しなかった方（普通徴収）は、7 月中旬に郵送される納付書にて、保険料を納付していただくことになります。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、納期限までに納付をお願いします。

また、特別徴収による保険料納付の方については、8 月中旬に決定通知書を郵送します。

■保険料の納め方

特別徴収	普通徴収
年金からの差引	納付書又は口座振替
年金（遺族・障害年金を除く）額が年額 18 万円以上で、介護保険料との合計額が年金支給額の 2 分の 1 を超えない方	左記に該当しない方、前年度に保険料変更があった方、及び平成 26 年 2 月以降に新たに後期高齢者医療制度に加入された方

* 特別徴収は、申請することで普通徴収に変更することができます（市内にあるお取引の金融機関等で口座振替の申し込みが必要です。口座振替する方の社会保険料控除に適用できます）。

* 普通徴収は、手間が省ける口座振替が便利です（手続きは、市内にあるお取引の金融機関等窓口でできます。口座振替をする預貯金通帳及び通帳の登録印鑑をご持参ください）。

シリーズ 国民健康保険



療養費の支給

次のような場合、医療費を全額自己負担したあと、申請により払い戻しされます。

- ・やむを得ず保険証を使わないで診療を受けた場合
- ・骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けた場合
- ・医師が認めたはり、灸、マッサージ代
- ・コルセット、輸血の生血代
- ・旅行中に海外で診療を受けた場合 など



○保険証が使えない場合もあります

- ・美容整形、歯列矯正
- ・正常分娩、経済上の理由による人工中絶
- ・健康診断、予防注射
- ・労災保険の対象になる場合 など

また、給付が制限される場合があります

- ・けんかや泥酔などによるケガや病気
- ・医師や保険者の指示に従わないとき
- ・犯罪や故意によるケガや病気 など



【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） Tel 0299-55-0111

税金

のお知らせ

市税未納者には滞納処分を行います

今月の税金

固定資産税 第2期
国民健康保険税 第1期
納付期限（口座振替日）は
7月31日です。

市では、市税の納期限を過ぎても未納のままの滞納者に、督促状や催告書を送付し納税を促しています。それでも納付しない場合には、積極的に滞納処分を行います。

滞納処分とは、地方税法及び国税徴収法の規定に基づき、やむを得ず財産（不動産、動産、預貯金、給与など）を差し押さえて、公売や取り立ての後に未納市税に充てることをいいます。

都合により納期限内に納付できない場合や、督促状・催告書が届いたときは、お早めにご連絡・ご相談ください。

インターネットで公金支払いスタート！

行方市では平成26年度より、インターネットから税金が納付できる「ヤフー公金支払い」制度を導入しました。

7月は国民健康保険税が納付可能です。7月中旬に納税義務者に届く納税通知書の「クレジット納付用番号」と指定の「クレジットカード」をご用意すれば、パソコン又は携帯電話、スマートフォンから24時間納付ができます。

また、分割払いやり払いも可能な上、カード会社のポイントも貯まります。さらに、Tポイントが税金の一部として使えます。この機会に、ぜひご利用ください。詳しくはヤフー株式会社のホームページをご覧ください。

※口座振替を継続中の方は利用できませんが、口座振替廃止手続きをした後であれば利用することができます。

YAHOO! 公金支払い
JAPAN

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎ 0299-72-0811